

建設工事等の契約手続における電子契約について

茨城県土木部監理課

茨城県土木部では、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組の一環として、**建設工事及び建設コンサルタント業務において、令和3年7月1日から電子契約を導入しております。**

1 電子契約のメリット

- ・ 契約事務の時間（印刷、製本、郵送、押印等の作業）の削減
- ・ 費用（印刷代、郵送代、封筒代）の削減
- ・ 契約締結までの時間（郵送に要する時間）の削減
- ・ テレワークの推進や新型コロナウイルスまん延防止に寄与

2 電子契約の利用方法

- ・ 入札に参加する際に、電子契約に利用する電子メールアドレスを発注者に提出
- ・ 落札後、契約書等をデータで発注者に提出
- ・ 電子契約システムから電子メールが届くので、承認手続きを行い、契約成立
- ・ 詳細については以下のアドレスから利用ガイドをご確認ください。**電子契約に必要なフローを示しております。**

建設業担当ホームページメニューURL：

https://kennsetugyou-ibaraki.jp/electronic_contracting/

3 対象案件

県土木部が発注する全ての建設工事及び建設コンサルタント業務

※書面での契約を行うこともできます。